

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議設置要綱

[平成28年12月28日付け子ども生活福祉部長決定]

(趣旨)

第1条 「沖縄県子どもの貧困対策計画」(以下「計画」という。)に掲げられている施策等の実施状況や効果等の分析・評価を行い、子どもの貧困対策についての意見を聴取することにより、計画の効果的な推進を図るため、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

(組織)

第2条 会議は、子どもの貧困対策について見識を有する別に定める者をもって構成し、構成員の人数は15人以内とする。

2 会議には、構成員の互選により、座長を置く。

3 座長は、会議の議事を整理する。

4 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(任期)

第3条 構成員の任期は、3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は再任されることができる。

(会議の招集)

第4条 有識者会議は、必要に応じて座長が招集する。

(庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、子ども生活福祉部子ども未来政策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に選任する第2条第1項の構成員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議 構成員名簿

令和2年5月8日決定
(順不同、敬称略)

| No. | 代表区分 | 氏 名 | ふりがな | 所属団体・役職名 |
|-----|------|--------|-----------|--|
| 1 | 学識 | 本村 真 | もとむら まこと | 琉球大学 人文社会学部 人間社会学科教授 |
| 2 | | 山内 優子 | やまうち ゆうこ | 名桜大学 非常勤講師 |
| 3 | | 比嘉 昌哉 | ひが まさちか | 沖縄国際大学 総合文化学部 人間福祉学科教授 |
| 4 | 福祉 | 上原 裕 | うえはら ひろし | 沖縄県児童養護協議会 会長 |
| 5 | | 小那覇 涼子 | おなは りょうこ | 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会 沖縄県マザーズスクエアゆいはあと統括責任者 |
| 6 | | 大城 喜江子 | おおしろ きえこ | 一般社団法人まちづくりうらそえ 代表理事 |
| 7 | | 松本 大進 | まつもと だいしん | NPO法人サポートセンターゆめさき 理事長 沖縄県子ども若者みらい相談プラザsorae 統括 |
| 8 | 教育 | 前田 比呂也 | まえだ ひろや | 浦添市立神森中学校 教諭 |
| 9 | 保健医療 | 徳永 義光 | とくなが よしみつ | 沖縄県医師会 理事 |
| 10 | 就労支援 | 永吉 哲三 | ながよし てつぞう | 公益社団法人沖縄県労働者福祉基金協会 那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター 統括責任者 |
| 11 | 人権擁護 | 横江 崇 | よこえ たかし | 弁護士(美ら島法律事務所) |
| 12 | 経済団体 | 福地 敦士 | ふくち あつし | 沖縄県商工会議所連合会 総務部長 |
| 13 | 市町村 | 儀間 規予子 | ぎま きよこ | 那覇市こどもみらい部 副部長 |
| 14 | | 与儀 司 | よぎ つかさ | 北谷町住民福祉部 子ども家庭課長 |
| 15 | 公募 | 糸数 温子 | いとかず あつこ | 一般社団法人daimon 職員 |

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議開催要領

平成29年2月14日
沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議座長決定

(会議の公開等)

- 第1条 会議は原則公開するものとする。ただし、座長は、公開することにより公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成できなくなると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- 2 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議結果の公表等)

- 第2条 会議の内容又は結果等その概要は、次の事項を含め、議事概要に記載するものとする。
- (1) 会議の議題
 - (2) 会議の日時及び場所
 - (3) 出席した委員の氏名
 - (4) 議事の要旨
- 2 議事概要及び配付資料は原則公開とする。ただし、座長は、公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事概要及び配付資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事概要の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について要約を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

- 第3条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。

沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議傍聴要領

平成29年2月14日

子どもの貧困対策に関する有識者会議座長決定

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前からです。
- (3) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 会議の傍聴定員は10名です。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 会議において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行う場合には、座長の許可を得ること。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成29年2月14日から施行する。